

じんけん がくしゅう

人権学習パンフレット

ぶ らく さ べつ かい しょう む 部落差別の解消に向けて

さ べつ しゃ かい
～差別のない社会をめざして～

はじめに

かつよう

活用にあたって

- 1 ぶ らく さ べつ かい しょう かん ほうりつ じょうれい
部落差別の解消に関する法律、条例ができました。
- 2 ぶ らく さ べつ
部落差別とは？
- 3 さ べつ
どのような差別があるのでしょうか？
- 4 ぶ らく さ べつ きげん
部落差別の起源とは？
- 5 のこ か だい しんこく か
残された課題とその深刻化
- 6 さ べつ かい しょう こくふく む
差別の解消と克服に向けて
- 7 ぶ らく さ べつ かい しょう む
部落差別の解消に向けて

はじめに

和歌山県教育委員会では、さまざまな人権問題についての理解を深めていただくため、人権学習パンフレットをシリーズで作成しています。平成28年度には、「差別のない社会をめざして～『部落差別の解消の推進に関する法律』が制定されました～」を発行しました。各学校の教職員や保護者のみなさんに配布し、法律の周知とともに、部落差別に関する正しい理解を深めるために、多くの方々に活用していただきました。

令和2(2020)年3月には新たに、「和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例」が制定されたことを受け、「部落差別の解消に向けて」をテーマに、今回あらためてパンフレットを作成いたしました。

部落差別については、法律の施行から5年が経過し、相談体制や教育・啓発活動の充実が図られる一方で、情報通信技術の急速な進展や教員の大量退職など児童生徒と学校をとりまく状況は変化しています。

現在もなお部落差別が存在することを踏まえ、部落差別についての一層の理解が必要であると考え、今回は部落差別に関する歴史的な背景や経緯も取りあげています。

「日本国憲法」第14条には、「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」と規定されています。法の下での平等や基本的人権の保障は、本パンフレットのテーマである部落差別だけでなく、女性、子供、障害者や外国人に対する差別など、すべての人権課題に共通しています。本パンフレットをとおして部落差別を学ぶことで、他の人権課題にも学びを広げていただくことを願っています。



かつよう 活用にあたって

ほん
本パンフレットは、**教職員**や**保護者**のみなさん、**社会教育関係者**や**地域**のみなさんが、**部落差別**について**学習**するときの**手引書**として**作成**しました。

ぶらくさべつ かん れきし けんきゅう しんてん ぶらくさべつ きょうかしよ きじゆつ へんか
部落差別に関する**歴史研究**の**進展**により、**部落差別**についての**教科書**の**記述**は**変化**してき
ました。**被差別**の**事実**とともに、**文化**や**社会**に**貢献**した**姿**などが**記述**されるようになりました。

ぶらくさべつ かん ないよう しよせつ ほん
部落差別に関する**内容**については**諸説**あるため、**本**パンフレットには**そうした記述**の**一例**を
しめ
示しています。

かつよう ばめん 活用の場面

きょうしよくいん
教職員のみなさん・・・**校内研修**や**教材研究**など

ほ ごしや
保護者のみなさん・・・**保護者学級**や**PTA活動**など

しゃかいきょういুকかんけいしゃ ちいき
社会教育関係者や**地域**のみなさん・・・**地域**での**学習会**や**研修会**など

きょうしよくいん しゃかいきょういুকかんけいしゃ なか ぶらくさべつ かん がくしゆう すす
教職員や**社会教育関係者**のみなさんの中には、「**部落差別**に関する**学習**をどのように**進め**
てよいかわからない。」といった戸惑いや不安などを感じる方がいるかもしれません。

ぶらくさべつ かん れきし ぶあん かん かた
部落差別に関する**歴史**だけではなく、**歴史**の**大きな流れ**の中で、**さまざま**な**できごと**と関
れん
連づけながら**学習**を進めていきましょう。

さい つぎ たいせつ
その際、**次**のようなねらいを大切にしましょう。

ぶらくさべつ がくしゆう たいせつ 部落差別の学習で大切にしたいこと

- ① どのような**社会**の**しくみ**や**民衆**の**意識**によって、**部落差別**が**残**されてきたのかに
ついて知ろう。
- ② **差別**されてきた**人々**の**思い**や、**差別**に**立ち向かい****努力**した**人々**の**姿**を知ろう。
- ③ **自分**の**生き方**や**行動**について**考え**よう。

1

部落差別の解消に関する法律、条例ができました。



なぜ、新しく法律や条例ができたのかな？

いまでも部落差別があるからだよ。また、情報化が進んだことで、インターネット上での差別書き込みなども増えてきたからだよ。



まずは法律や条例のポイントをおさえておきたいね。

「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」

（平成28年12月16日施行）

- ◆ 現在もなお、部落差別が存在するとの認識が示されています。
- ◆ 部落差別は許されないものであるという認識のもとで、部落差別の解消を推進することが重要であるとされています。
- ◆ 地方公共団体には、地域の実情に応じた、部落差別を解消するための取り組みが求められています。

「和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例」（部落差別解消推進条例）

（令和2年3月24日施行） ※令和2年12月24日 一部改正施行

- ◆ 行政、県民、事業者、関係機関などが一体となって、部落差別のない社会を実現することをめざしています。
- ◆ 部落差別は基本的人権の侵害であり、インターネットを利用した部落差別、結婚や就職に際しての身元の調査による部落差別、その他あらゆる行為による部落差別をおこなってはならないとされています。
- ◆ 県は、相談体制の充実や教育及び啓発、部落差別をおこなった人への指導など部落差別の解消のための取り組みを推進することとしています。
- ◆ 県民及び事業者には、行政が実施する講演会や研修会、啓発活動への参加など部落差別の解消のために取り組むことが求められています。

部落差別の解消のためにも、まずは教育をとおして学びを深めることが大切なのだね。



2

部落差別とは？

部落差別とは、日本社会の歴史的過程において形づくられた身分差別により、日本国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられ、現代社会においても同和地区と呼ばれる地域の出身者であるということなどを理由に、日常生活でさまざまな差別を受けるといふ、わが国固有の人権問題です。



部落差別がどのような背景と経緯の中で形づくられたものだとしても、生まれた場所や住んでいる場所などによって差別するのは誤った考え方だね。

3

どのような差別があるのでしょうか？

長年の取り組みにより、部落差別は解消に向かっていますが、現在においても差別は残っています。

インターネット上の書き込み

インターネット上に同和地区と称して地名や地域をさらしたり、関係者を誹謗中傷したりする書き込みなどがあります。

差別発言

相手を攻撃する場合の賤称語（被差別身分を表していた言葉）の使用や、同和地区やその関係者に対する偏見や誤った考え方による発言があります。

同和地区の問い合わせ

結婚や引っ越しなどに際して、同和地区を避けるために、「同和地区がどこかを教えてください。」などの問い合わせが行政機関などにあります。

土地差別

マンション建築や土地の売買などの際、同和地区を避けるために、対象の土地が同和地区であるかどうかを調査することがあります。



こんな差別が起こっているんだ。でも、自分のまわりでは起こっていないので、知らなくても別に困らないのではないのかな？

正しい知識がないと、自分が直接かわることになった場合に正しい行動がとれなかったり、差別意識をもったりするおそれもあるよ。

みんなが部落差別について正しく理解することが大切だね。部落差別は差別される側の問題ではなく、差別する側の問題だよ。





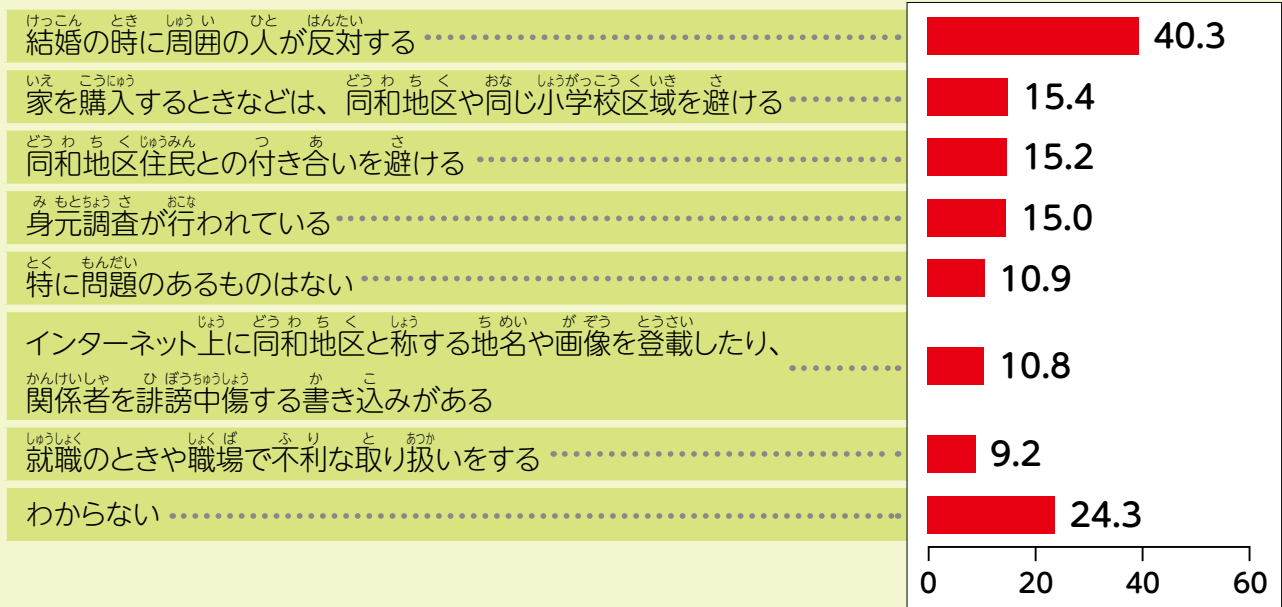
和歌山県が実施した「人権に関する県民意識調査」の結果を見てみましょう。

和歌山県「人権に関する県民意識調査（平成30年調査）」より

(問) 同和問題（部落差別）に関して、現在、どのような問題があると思いますか。

(複数回答可 回答者数：1,549人) (上位8項目)

(単位：%)



さまざまな問題があるね。解決に向けて取り組んでいかないといけないね。



部落差別はそっとしておけば、自然になくなっていくのではないのかな？

そっとしておけば差別はなくなるという考え方は、差別を受けた人に、黙って耐えるように我慢を強いていることと同じで、差別の解消にはつながらないよ。



〈当事者の体験談から〉

私の姉は婚約者の母親から出身地を聞かれました。その後、姉は部落出身者だという理由で母親や親戚から反対された婚約者は結婚の意思をなくし、姉たちの交際は終わりました。

私は、交際して2年になる彼氏に自分が部落出身者であることを告白する決意をしました。言ってしまったら、姉のように2人の関係が壊れるかもしれないと思うと、悲しみのあまり涙が出てきました。私は泣きながらゆっくりと話しました。彼は黙って私の話を聞き、私が話し終わると「話してくれてありがとう。でも、本当は知っていたんだよ」と言いました。

2人の交際が始まった頃、彼の両親は「これから彼女と付き合っていく中で、彼女が住んでいる土地が被差別部落だということを知り、そのせいで別れたりするような心の狭い、差別意識を持った人間にだけは育てて欲しくない」と思い、彼に話したのだそうです。私はそれを聞いて今度は嬉しくて涙があふれました。

大分県人権尊重・部落差別解消推進課「『部落差別の解消の推進に関する法律』をご存じですか?」より抜粋

4

ぶらくさべつ きげん 部落差別の起源とは？

ぶらくさべつ きげん
部落差別の起源については、さまざまな学説があり、ちいき ちが
地域による違いもありますが、とうじ
の社会にあったへんけん
偏見と、せいじてき いと
政治的な意図によってつくられた身分制度に由来しているといわ
れています。



いっしょ ぶらくさべつ かん れきし ふ かせ
みなさんも一緒に部落差別に関する歴史を振り返っていき
ましょう。

さべつ ちゆうせい 差別のおこり —中世—

ちゆうせい
中世には、みんしゅう
民衆の間で人の死や血などのつうじょう こと
通常と異なる事態に関することを「ケガ
レ」としておそれました。「ケガレ」は、かがくてき
科学的にまったく根拠のない考えですが、
死や血などにふれると、ふれた人もけがれるという意識が形づくられました。そのた
め、ひと どうぶつ し ち ふ しごと じゅうじ
人や動物の死や血に触れる仕事に従事する「河原者」などと呼ばれた人々はけ
がれた存在であるという考え方が、とうじ しゃかい
当時の社会の中に広まっていったといわれていま
す。このかがかた とくてい しごと やくわり
この考え方が、特定の仕事や役割を担った人々に対するへんけん
偏見や、さべつ
差別された身
分を生み出すことにもつながりました。

あづちもやま じだい
安土桃山時代になると、とよとみひでよし ぶし
豊臣秀吉は武士による支配を強めるためにけんち かながり
検地や刀狩を
おこない、ぶし ひやくしやう ちょうにん
武士・百姓・町人などの身分が定まっていきました。

かわらもの 〈河原者とは〉

かわらもの
河原者とは、かわら
河原などの課税されない土地に住んでい
た人々の呼び名です。

まちのせいそう そうぎ
まちの清掃や葬儀、な
亡くなった人の遺体の処理や動
物の死骸の片付け、し ぎゅうば
死んだ牛馬の解体、ひかくせいさん
皮革生産、芸
能、のう いどほり
井戸掘り、しぜん て くわ
自然に手を加える庭造りや土木工事など、
さまざまなしごと じゅうじ
仕事に従事していました。これらの人々の中
には、しごと
仕事をとおして死に関わる「ケガレ」を「キヨメ」
ことができ、れいりよく
霊力など魔術的な力をもつ者もいると考
えられていました。



さべつ いしき
差別意識のもとになっている「ケガレ」には、かがくてき
科学的
な根拠はまったくないのだね。

身分の制度化と差別の強まり -江戸時代-

江戸時代になると、幕府や藩は、豊臣秀吉がおこなった兵農分離をさらに進め、武士と百姓、町人の身分を区別するしくみを固めていきました。その中には、当時の社会にあったケガレ意識などの差別意識を利用し、武士や百姓、町人とは区別され、えたやひにんなどと呼ばれた人々がいました。江戸時代の中頃から、これらの身分の人々への差別が強められていきました。

被差別身分とされていた人々の中には、厳しく差別されながらも、農業のほか、雪駄づくり、皮革業などの社会を支える役割を担い、独占的にさまざまな物の製造・販売をとおして現金収入を得るなど、生活が豊かになる人々も出てきました。

また、能や歌舞伎などの伝統芸能や医学のほか、役人のもとで町や村の警備にあたるような治安維持などの役割も担っていました。



雪駄づくり



江戸時代の芸能



警備のための武術訓練

出典 (図): 「ビジュアル部落实第5巻 被差別民の文化と芸能」 大阪人権博物館



幕府は、支配を強化するため、人々の差別意識を利用したのだね。

〈解体新書と被差別身分の人々〉

杉田玄白・前野良沢らは、ヨーロッパの解剖書「ターヘル・アナトミア」が正確かどうかを確認するため、江戸で実際の解剖に立ち会いました。実際に解剖をおこなったのは、死んだ牛馬の解体などの経験をもとに優れた技術や知識をもった被差別身分の一人でした。杉田玄白・前野良沢らは「ターヘル・アナトミア」の正確さにおどろき、これを「解体新書」として翻訳・出版しました。杉田玄白は被差別身分の人が、医学の発展に貢献したことを、「蘭学事始」の中に記しています。

〈差別に立ち向かった人々～汚染一揆～〉

安政2 (1855) 年、岡山藩では、百姓・町人を対象に 29 条の御触書が出され、そのうち5か条は被差別身分の人々を対象にした差別的な決まりごとでした。被差別身分の人々はこの差別に團結して立ち向かい、藩が出した差別的な決まりごとを撤回させました。

別段御触書 (5 か条のうち一部・概要)

- 衣類は、無紋・汚染・藍染に限る。
- 雨天の時、村内の知り合いの家やとなり村に行く場合、くりの木の木の下駄をはいてもよいが、顔見知りの百姓に出会ったら下駄をぬいでお辞儀せよ。
- 年貢を納めている家の女子に限り、竹の柄で白く張った傘を差してもよい。



被差別身分とされていた人々の中には、社会を支える大切な仕事を担ったり、差別に立ち向かったりした人々がいたのだね。

5

この かいだい しんこくか 残された課題とその深刻化

みぶんせい はいし めいじ じだい 身分制の廃止 —明治時代—

めいじ じだい
明治時代になって、しんせい ふ めいじ せい ふ みぶんせい はいし ぶし しぞく ひやくしやう ちやう
新政府（明治政府）は身分制を廃止し、武士を士族、百姓・町
にん へいみん
人を平民としました。また、めいじ 4 (1871) ねん には、「せんしやうはい しれい
明治4（1871）年には、「賤称廃止令」（いわゆる「解放
れい だ
令）」が出され、それまでひやくしやう ちやうにん こと みぶん
百姓や町人とは異なる身分とされた、えたやひにんなどと呼ば
れた人々の呼び名を廃止し、身分と職業を平民と同じとすることとしました。しかし、この
「かいほうれい けいしきてき ないよう めいじ せい ふ さべつ
「解放令」は形式的な内容にとどまり、明治政府が差別をなくすためのせっきやくてき せいさく
「解放令」は形式的な内容にとどまり、明治政府が差別をなくすための積極的な政策をお
こなわなかったため、これまで差別に苦しめられてきた人々の生活はかえって苦しくなり、
その後も社会には依然として根強い差別意識が残されることになりました。

また、めいじ せい ふ つく さいしよ ぜんこくてき こせき じんしん こせき しんへいみん さい
明治政府が作った最初の全国的な戸籍（壬申戸籍）に、「新平民」などの記載が
のこ 残ったことなども、ひとびと いしき なか さべつ のこ げんいん ひと
人々の意識の中に差別が残ったことの原因の一つといわれています。



かいほうれい だ ひ さべつ みぶん ひとびと せいかつ くる
解放令が出されたのに、なぜ被差別身分だった人々の生活が苦しくなったのかな？

それまでひ さべつ ぶらく ひとびと しごと ひかくさんぎやう だい きぎやう しん
被差別部落の人々の仕事とされていた皮革産業などに大企業が進
しゅつ ちあんいじ にか しごと ほか ひと にな
出したり、治安維持に関わる仕事などを他の人が担うようになったりしたた
め、ひ さべつ ぶらく ひとびと せいかつ あつぱく しごと
被差別部落の人々の生活を圧迫したり、仕事をなくしたりしたからだよ。



のうぜい へいえき ぎ む くわ かいほうれい だ
さらに、納税や兵役の義務も加わったよね。解放令が出さ
れたのに、差別は解消されず、生活も苦しくなったのだね。

6

さべつ かいしやう こくふく む 差別の解消と克服に向けて

さべつ うんどう はじ たいしやう じ だい 差別をなくす運動の始まり —大正時代—

せんしやうはい しれい かいほうれい いこう じぶん ちから さべつ
「賤称廃止令」（いわゆる「解放令」）以降、自分たちの力で差別から
かいほう せいかつ こうじやう もと うご かくち ひろ たいしやう
の解放や生活の向上を求める動きが各地で広がっていきました。大正 11
(1922) ねん さいこうまんきち ちやうしん さべつ かいほう もくてき ぜん
年、西光万吉らを中心に、差別からの解放を目的とした「全
こくすいへいしや きやうとし けつせい ひと よ ねつ にんげん ひかり
国水平社」が京都市で結成されました。「人の世に熱あれ、人間に光あれ」
むす ゆうめい すいへいしやせんげん にんげん
と結ばれた有名な水平社宣言には、人間
を尊敬することにより、ひと よ こうみやう
を尊敬することにより、人の世に光明をも
たらそうとする願いが込められています。



さいこうまんきち
西光万吉

さいこうまんきち しやうわ ねん つま こきやう
西光万吉は、昭和 16 (1941) 年に、妻の故郷で
げんざい きかわし うつ す げんざい じやうきよ
ある現在の紀の川市に移り住みました。現在、住居
しりょうかん
は資料館となっています。

ていしやう しやしん すいへいしやほくぶつかん
提供（写真）：水平社博物館



たいしやう じ だい ひとびと じゆう もと うご じよせい せいじさんか
大正時代は、人々による自由を求める動きから、女性の政治参加を
もと うんどう ふつせんきよ じつげん うんどう
求める運動や普通選挙の実現への運動などがさかんになったね。

せんご ぶらくさべつかいしやう とく しょうわ へいせいじだい
戦後の部落差別解消への取り組み —昭和～平成時代—

しょうわ ねん だいに じ せ かい たい せん お みんしゆてき しゃかい じつげん
昭和 20 (1945) 年に第二次世界大戦が終わり、民主的な社会の実現のため、さ
まざまな かいかく が おこな わ れ ま した が、 ぶらくさべつ かいしやう
さまざまな改革がおこなわれましたが、部落差別は解消したとはいえませんでした。

しょうわ ねん くに どうわ たいさくしん ぎ かい ほうそく しょうわ ねん
昭和 36 (1961) 年、国では同和对策審議会を発足させ、昭和 40 (1965) 年に
「同和对策審議会答申」が出されました。「答申」の前文では、同和問題を「憲法に
よって保障された基本的人権にかかわる課題」であり、「その早急な解決こそ国の責
務であり、同時に国民的課題である。」としています。この「答申」をもとに、国は昭
和 44 (1969) 年の「同和对策事業特別措置法」をはじめ3つの特別措置法を制定し、
33年にわたって、地方公共団体とともに、「実態的差別」と「心理的差別」の解消に
向けて総合的な施策を実施しました。

へいせい ねん がつ とくべつそちほう しつこう ぶらくさべつ かいしやう む ひつよう
平成 14 (2002) 年 3 月、特別措置法が失効し、部落差別の解消に向けて必要な
ことは、引き続き一般の施策で取り組まれることになりました。

わかやまけんでは、しょうわ 23 (1948) 年に、国に先駆けて「地方改善事業補助制度」を創設し、住宅、
道路、下水排水路などの劣悪な生活環境の改善に取り組み始めました。



ぶらくさべつ かいしやう む くに せいさく だけ ではなく、 つぎ ひ さ べつ ぶ
部落差別の解消に向けては、国の政策だけではなく、次のような被差別部
落の人々をはじめ、さまざまな人々の取り組みや運動があったのだね。

こ かい しきじがつきやう
〈子ども会・識字学級〉

せんご かい かい かつどう なか ふしやうがく ちやうきけつせき じどうせいと たい がくりくほしやう さべつ ま ちが
戦後始まった「子ども会」活動の中には、不就学や長期欠席の児童生徒に対する学力補充、差別に負けない力をつけるた
めの学習会、自立した力を身につけるための生活指導などがおこなわれるところもあり、大きな成果が見られました。

また、学校教育を受けられず、文字の読み書きを十分に身につけられなかった方が、読み書きの力を取り戻すための学習
の場として「識字学級」が開設されました。

部落差別の解消という願いから出発した「子ども会」活動や「識字学級」は、今日でも課題の解決に向けて、多くの子供
たちや文字を学び続ける人々の学習の場や居場所として、大きな役割を果たしています。

きやう かしよ むしやう かうんどう
〈教科書無償化運動〉

しょうわ ねん ころ こうがく ぎやう かしよ かく かくてい にほんこくけんぽう だい じゅう ぎむきやうは、
昭和 35 (1960) 年頃、高額な教科書を各家庭でそろえなければならないのは、「日本国憲法」第 26 条の「義務教育は、
これを無償とする」に反するのではないかという声が、被差別部落の人々をはじめとする多くの人々からあがり、教科書無償
化運動が広がりました。この運動を受けて、政府は法律をつくり、昭和 39 (1964) 年から順次、教科書が無償で子供たち
に届けられることになりました。

しょうわ ねん どの しょう ちやうがっこうしゃかい かいしやう かしよ へいせい じだい せんみん み ぶん かん きじつ けいさい
昭和 47 (1972) 年度から使用される中学校社会科教科書に、初めて江戸時代の賤民身分に関する記述が掲載されました。

しん き こうこうそつぎやうしや しゅうしよくさいしやうせんこう どういつおう ぼようし
〈新規高校卒業者の就職採用選考と統一応募用紙〉

かつては、こうこうそつぎやうしや しゅうしよくさいしやうせんこう には 各企業が独自に作った履歴書(社用紙)に、さまざまな個人情報を書き
込むことが求められました。社用紙には、差別につながるおそれのある項目が含まれており、生まれた場所や家族の職業など
により採用が断られることがありました。本県では、
現在、いっさい さべつてきさいしやうせんこう はいじよ きん
現在、一切の差別的採用選考を排除するため、近
畿地方で統一された応募用紙が使用されています。

社用紙に記載されていた差別につながるおそれのある項目 (一部)
・本籍地 ・家族構成 ・家族の職業 ・信仰宗教 ・支持政党



これらの取り組みは、教育を受ける権利や就業の保障につながっているね。

7

ぶらくさべつ かいしやう む 部落差別の解消に向けて

これまでの取り組みの結果、現在、部落差別は解消に向かっていきます。

その一方で、同和地区の問い合わせや、インターネット上の差別書き込みが発生するなど、全国的にさまざまな形で差別がおこなわれています。(本パンフレット4ページ参照)

具体的には、インターネット上の掲示板に特定の地域を同和地区であると書き込んだり、特定の地名をあげて差別的な説明や写真、動画を公開したりするなど、差別を助長させるような行為があります。

このようななか、平成 28 (2016) 年 12 月に、「部落差別解消推進法」が、令和 2 (2020) 年 3 月に、「部落差別解消推進条例」が施行されました。(本パンフレット 3 ページ参照)

法律や条例が制定された意味を考え、学校や家庭、地域で部落差別についての正しい理解を深め、差別のない社会を築いていきましょう。



れつあく せいかつかんきやう おお かいぜん せい か とくべつ そち
劣悪な生活環境が大きく改善されたという成果をもって、特別措置
ほう しつこう ぶらくさべつ かいしやう
法は失効したけれど、部落差別は解消したということなのかな？

いまも部落差別は残っているよ。特別措置法の失効は、差別の解消を意味するものではないから、差別をなくすために取り組んでいかなければいけないよ。

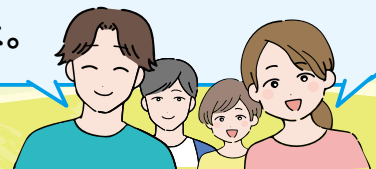


とくべつ そち ほう げんざい ぶらくさべつかいしやうすいしんほう ちが なに
かつての特別措置法と、現在の部落差別解消推進法との違いは何
かな？

とくべつ そち ほう しやうわ ねん へいせい ねん どうわちく せいかつかんきやう
特別措置法 (昭和 44 年～平成 14 年) は、同和地区の生活環境
かいぜん ふくし こうじやう すいしん たい
の改善や福祉の向上などを推進していくものだったよ。それに対し、
ぶらくさべつかいしやうすいしんほう へいせい ねん ぶらくさべつかいしやうすいしんじやうれい れい わ
部落差別解消推進法 (平成 28 年) や部落差別解消推進条例 (令和
2 年) は、教育や啓発をとおして一人一人の理解を深め、部落差別
かいしやう すいしん
の解消を推進するものだよ。



ぶらくさべつ かいしやう すす ほうりつ じやうれい せいいてい きやういふく
部落差別の解消を進めていくためには、法律や条例を制定するだけでなく、教育
をとおして、わたしが正しい知識を身につけ、常に人権感覚を磨きながら、「差別をし
ない」「差別を許さない」人を育てることが、とても大切だよ。



くに 国

昭和40年 どうわたいさくしんぎかいどうしん
同和对策審議会答申
 どうわもんだい さっさう かいけつ
 同和問題の早急な解決
 くに せきむ こく
 こそ国の責務であり、国
 みんてんか だい
 民的課題である

昭和44年 どうわたいさくじぎょうとくべつそちほう どうたいほう
同和对策事業特別措置法（同対法）（10年）
 (昭和54年 3年間延長)
 せいかつかんきょう かいぜん しゃかいふくし ぞうしん
 生活環境の改善、社会福祉の増進、
 さんきょう しんごう しょくぎょう あんてい きょういく じゅう
 産業の振興、職業の安定、教育の充
 じつ じんけんようごかつどう きょうか
 実、人権擁護活動の強化など

昭和57年 ちいきかいぜんたいさくとくべつそちほう ちたいほう
地域改善対策特別措置法（地対法）（5年）

昭和62年 ちいきかいぜんたいさくとくていじぎょう かか くに ざいせいじょう
**地域改善対策特定事業に係る国の財政上の
 特別措置に関する法律（地対財特法）（5年）**
 (平成4年 5年間延長)

平成8年 ちいきかいぜんたいさくきょうぎかい いけんぐしん
地域改善対策協議会意見具申
 じぎょうかんけい とくべつたいさく しりょう きほんてき いっぱんたいさく いこう
 (事業関係) 特別対策は終了し基本的に一般対策に移行
 きょういく けいめつ
 (教育啓発) 人権教育・人権啓発に再構成
 ひ がいほうさい じんけんしんがいきせいでい かくりつ けんどう
 (被害救済) 人権侵害救済制度の確立を検討

平成8年 どうわもんだい そうきかいけつ む
**「同和問題の早期解決に向けた
 今後の方針について」閣議決定**
 こんご ほうしん かくぎけつてい
平成8年 人権擁護施策推進法
 じんけんようご しさくすいしんほう
 (人権擁護施策推進審議会に諮問)

とくべつたいさく いっぱんたいさく いこう
 ・特別対策を一般対策に移行
 (進学奨励費など15事業のみ特別施策として残った)
 さべつ いしき かいしん む きょういふ けいめつ
 ・差別意識の解消に向けた教育及び啓発については、
 じんけんきょういく じんけんけいめつ じぎょう さいこうせい
 人権教育・人権啓発の事業に再構成

平成9年 ちたいざいとくほう いちぶ かいせい
地対財特法の一部改正
 (平成14年3月31日が法期限)

平成9年 じんけんきょういく こくれん ねん
**「人権教育のための国連10年」
 国内行動計画（平成16年まで）**

平成11年 じんけんようご すいしんしんぎかいどうしん
人権擁護推進審議会答申
 じんけんきょういく けいめつ きほんてきじこう
 (①人権教育・啓発の基本的事項)

平成12年 じんけんきょういくおよ じんけんけいめつ すいしん
**人権教育及び人権啓発の推進に
 関する法律**

平成13年 じんけんようご すいしんしんぎかいどうしん
人権擁護推進審議会答申
 じんけんきょうさいせいでい あかた
 (②人権救済制度の在り方)

平成14年 じんけんきょういく けいめつ かん きほんけいかく さくてい
「人権教育・啓発に関する基本計画」の策定

じんけんようご ほうあん
人権擁護法案
 こっかいていしゅう ほうあん
 国会提出 廃案

平成28年 ぶらくさべつ かいしりょう すいしん かん ほうりつ
部落差別の解消の推進に関する法律

昭和23年 ちいきかいぜんじぎょうほじよせいでい
地域改善事業補助制度
 わかやまけん くに さきざ せいでい そうせつ
 和歌山県では国に先駆けて制度を創設

昭和45年 けんどうわたいさくちやうきけいかく
県同和对策長期計画

昭和48年 けんどうわきょういくきほんほうしん
県同和教育基本方針

昭和53年 どうわきょういくじつたいちやうさ
**同和教育実態調査
 (学力調査)**

昭和58年 けんどうわたいさくきほんけいかく
県同和对策基本計画

昭和62年 けんどうわたいさくそうごうすいしんけいかく
県同和对策総合推進計画

平成4年 がくしゅうじきょうちやうさ
学習状況調査

平成10年 どうわきょうせいそうごうすいしん
同和行政総合推進プラン
 じんけんきょういく こくれん ねん
**「人権教育のための国連10年」
 和歌山県行動計画**

平成14年 けんじんけんそんちやう しゃかい じやうれい
県人権尊重の社会づくり条例

平成16年 けんじんけんしさくきほんほうしん
県人権施策基本方針

平成17年 けんじんけんきょういくきほんほうしん
県人権教育基本方針

令和2年 けんぶらくさべつ かいしりょう すいしん
**県部落差別の解消の推進
 に関する条例**

もくてき
(目的)

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

きほんりねん
(基本理念)

第二条 部落差別の解消に関する施策は、すべての国民がひとしく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

くにおよびちほうこきょうだんたいのせきむ
(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

そうだんたいせい
(相談体制の充実)

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

きょういくおよびけいはつ
(教育及び啓発)

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

ぶらくさべつじつたいかか
(部落差別の実態に係る調査)

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

ふぞく
(附 則 (平成 28 年法律第 109 号))

この法律は、公布の日から施行する。

しやうぎいんほうむい
○衆議院法務委員会における附帯決議

(平成 28 年 11 月 16 日)

政府は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策について、世代間の理解の差や地域社会の実情を広く踏まえたものとなるよう留意するとともに、本法の目的である部落差別の解消の推進による部落差別のない社会の実現に向けて、適正かつ丁寧な運用に努めること。

さんぎいんほうむい
○参議院法務委員会における附帯決議

(平成 28 年 12 月 8 日)

国及び地方公共団体は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策を実施するに当たり、地域社会の実情を踏まえつつ、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 部落差別のない社会の実現に向けては、部落差別を解消する必要性に対する国民の理解を深めるよう努めることはもとより、過去の民間運動団体の行き過ぎた言動等、部落差別の解消を阻害していた要因を踏まえ、これに対する対策を講ずることも併せて、総合的に施策を実施すること。

二 教育及び啓発を実施するに当たっては、当該教育及び啓発により新たな差別を生むことがないよう留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等に配慮すること。

三 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するための部落差別の実態に係る調査を実施するに当たっては、当該調査により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等について慎重に検討すること。

【参考】和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例

令和2年3月24日施行

令和2年12月24日一部改正

（目的）

第1条 この条例は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的な人権の享有を保障する日本国憲法、部落差別のない社会を実現することを目的とする部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）及び全ての県民の人権が尊重される豊かな社会の実現を図ることを目的とする和歌山県人権尊重の社会づくり条例（平成14年和歌山県条例第16号）の理念にのっとり、部落差別の解消を推進するために必要な事項を定めることにより、部落差別のない社会を実現することを目的とする。

（基本理念）

第2条 部落差別は基本的人権の侵害であり、何人も部落差別を行ってはならないという理念にのっとり、部落差別の解消のための取組は、国、県、市町村、県民、事業者、関係機関等が相互に協力して行うものとする。

（部落差別の禁止）

第3条 何人も、インターネットを通じて、公衆による閲覧、複写その他の利用をすることが可能な情報を提供することにより、部落差別を行ってはならない。

2 何人も、結婚及び就職に際しての身元の調査、並びにその他の行為により部落差別を行ってはならない。

（県の責務）

第4条 県は、第一条の目的を達成するため、部落差別の解消に関し必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、前項に定める施策の推進に当たっては、国、市町村、県民、事業者、関係機関等との連携を図るものとする。

3 県は、部落差別の解消に関して、市町村が実施する施策、並びに県民、事業者、関係機関等の取組に必要な情報の提供及び助言、その他の支援を行うものとする。

（県民の責務）

第5条 県民は、部落差別の解消のために必要な役割を果たすよう努めるものとする。

2 県民は、県及び市町村が実施する部落差別の解消のための施策に協力するものとする。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、部落差別の解消のために、従業員の人権意識の高揚、その他必要な取組を行うよう努めるものとする。

2 事業者は、県及び市町村が実施する部落差別の解消のための施策に協力するものとする。

（特定電気通信役務提供者の責務）

第7条 特定電気通信役務提供者（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成13年法律第137号。以下、「法」という。）第2条第3号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。以下同じ。）は、部落差別の解消のために必要な役割を果たすよう努めるものとする。

2 特定電気通信役務提供者は、県及び市町村が実施する部落差別の解消を推進するための施策に協力するものとする。

3 特定電気通信役務提供者は、前2項に定めるもののほか、インターネット上において、その用いる法第2条第2号に規定する特定電気通信設備の記録媒体（当該記録媒体に記録された情報が不特定の者に送信されるものに限る。）に情報を記録し、又は当該電気通信設備の送信装置（当該送信装置に入力された情報が不特定の者に送信されるものに限る。）に情報が入力されることによって部落差別が行われていることを確認したときは、当該提供されている情報（次条において「提供情報」という。）の送信を防止する措置を行うものとする。

（部落差別への取組）

第8条 県は、市町村との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、第3条第1項の規定に違反して部落差別を行った者に対して必要な説示をするとともに、部落差別を行わないこと及び提供情報を削除することを促すものとする。

2 県は、市町村との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、第3条第2項の規定に違反して部落差別を行った者に対して必要な説示をするとともに、部落差別を行わないよう促すものとする。

3 県は、第1項の規定による必要な説示を行い、部落差別を行わないこと及び当該情報を削除することを促しても、これに従わない場合には、同項に規定する者に対し、部落差別を行わないこと及び提供情報を削除することを、勧告するものとする。

4 県は、第2項の規定により必要な説示を行い、促しても、これに従わない場合には、同項に規定する者に対し、部落差別を行わないよう、勧告するものとする。

5 県は、第1項の規定に関わらず、市町村に対し、第3条第1項の規定に違反して部落差別を行った者に対して必要な説示をし、部落差別を行わないこと及び提供情報を削除することを促すよう、要請することができるものとする。

6 県は、第2項の規定に関わらず、市町村に対し、第3条第2項の規定に違反して部落差別を行った者に対して必要な説示をし、及び部落差別を行わないよう促すことを、要請することができるものとする。

（教育及び啓発）

第9条 県は、国及び市町村との適切な役割分担を踏まえて、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

（相談体制の充実）

第10条 県は、国及び市町村との適切な役割分担を踏まえて、部落差別に関する相談に応ずるものとする。

2 県は、部落差別に関する相談に的確に応ずるため、相談に応ずるものの資質の向上を図る等必要な施策を講ずるよう努め、相談体制の充実を図るものとする。

（部落差別の実態把握）

第11条 県は、部落差別の解消の推進に関する法律第6条の規定による国が行う調査に協力するとともに、部落差別の解消の推進に関する施策の実施に資するため、必要に応じて、情報化の進展に伴う部落差別に関する状況の変化も踏まえ差別の実態の把握を行うものとする。

附 則（令和2年3月24日条例第10号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年12月24日条例第63号）

この条例は、公布の日から施行する。

わ か やまけんない じんけんぜんばん どう わ もんだい ぶらくさべつ かん そうだんまどぐち
【和歌山県内の人権全般・同和問題（部落差別）に関する相談窓口】

めい しょう 名 称	と あ さき 問い合わせ先	そうだん じ かん 相談時間
じんけん 人権ホットライン （(公財) 和歌山県人権啓発センター）	TEL:073-421-7830 FAX:073-435-5421	げつようび きんようび 月曜日～金曜日 9:00～16:00 しゅくじつ ねんまつねんし のぞ (祝日・年末年始を除く)
わ か やまけん きかくぶ じんけんきく じんけんせいさくか 和歌山県 企画部 人権局 人権政策課	TEL:073-441-2563 FAX:073-433-4540	げつようび きんようび 月曜日～金曜日 9:00～17:45 しゅくじつ ねんまつねんし のぞ (祝日・年末年始を除く)
かいそうしんこうきょく ちいきしんこうぶ そうむけんみんか 海草振興局 地域振興部 総務県民課	TEL:073-441-3344 FAX:073-423-9269	
な が しんこうきょく ちいきしんこうぶ そうむけんみんか 那賀振興局 地域振興部 総務県民課	TEL:0736-61-0006 FAX:0736-61-0007	
い と しんこうきょく ちいきしんこうぶ そうむけんみんか 伊都振興局 地域振興部 総務県民課	TEL:0736-33-4900 FAX:0736-33-4916	
ありだしんこうきょく ちいきしんこうぶ そうむけんみんか 有田振興局 地域振興部 総務県民課	TEL:0737-64-1257 FAX:0737-64-1256	
ひだかしんこうきょく ちいきしんこうぶ そうむけんみんか 日高振興局 地域振興部 総務県民課	TEL:0738-24-2936 FAX:0738-24-2906	
にしむろしんこうきょく ちいきしんこうぶ そうむけんみんか 西牟婁振興局 地域振興部 総務県民課	TEL:0739-26-7909 FAX:0739-26-7962	
ひがしむろしんこうきょく ちいきしんこうぶ そうむけんみんか 東牟婁振興局 地域振興部 総務県民課	TEL:0735-21-9650 FAX:0735-21-9636	
ほうむきょく じょうせつそうだんじょ ぜんこくとういつばんごう 法務局 常設相談所 全国統一番号	TEL:0570-003-110	げつようび きんようび 月曜日～金曜日 8:30～17:15 しゅくじつ ねんまつねんし のぞ (祝日・年末年始を除く)

さくせいきょうりょく
作成協力

もと かいなん しりつだいさんちゅうがっこうちやう
 元 海南市立第三中学校長
 ば ぼ かずひろ
 馬場 一博

がくしゅういんだいがくきょうじゆ
 学習院大学教授
 うめ の まさのぶ
 梅野 正信

ヒューマンライツわかやま
 つじおか りゅうかく
 辻岡 龍閣

と あ
お問い合わせ

わ か やまけんきょういくちやう きょういくそうむきょく じんけんきょういくすいしんか
 和歌山県教育庁 教育総務局 人権教育推進課

〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1 TEL:073-441-3719 FAX:073-432-4517

*これまで発行した人権学習パンフレット(本パンフレットを含む。)の内容などを和歌山県教育委員会ホームページに掲載しています。ご利用ください。



れいわ ねん がつ
 令和4(2022)年3月

